

埼玉県指定名勝「名栗谷」の指定と解除

学芸職員 波田 尚大

昭和 24(1949)年 2 月 22 日に埼玉県指定名勝となり、昭和 36(1961)年 3 月 1 日に指定解除されたのが、「名栗谷」です。



昭和 24(1949)年 2 月 10 日に、第 27 回埼玉県史跡名勝天然記念物調査会が行われます。この会議で、「名栗谷」が「地方的保存価値あり」と認められ、埼玉県指定名勝となりました。当時の議事録を確認すると、はじめは「名栗川溪流」という名称でしたが、委員の意見によって「名栗谷」となりました。

議事録には、名勝「名栗谷」の区域、指定に至る理由、指定後の整備について記されています。こ

れによると、名勝「名栗谷」は入間郡飯能町大字元飯能、永田、大河原にまたがる区域で、特に下流大字元飯能字測の上より上流、大字永田字前久保に至る名栗川(入間川)左岸、下流大字大河原字三杉戸より上流同大字字峯平に至る名栗川右岸の約 2km にわたる名栗川兩岸の斜面とその上部の散策道路がその区域であったことが記されています(画像参照)。

指定の理由は、飯能河原・水天宮・諏訪神社・畠山重忠塚・岩根橋・水車・水道取入口・地神宮・二本杉・荒瀧不動の淵・精進場等があり、北には天覧山・多峯主山、南には鳶平・赤根峠、上流には久須美の山があり、奇岩・怪石と共に流れる清流が川岸の松や杉などを映してまるで絵画のようであること、天覧山・能仁寺・多峯主山を通過して上流部に至る遊覧コース等があることでした。また、名勝「名栗谷」の上流の久須美・小瀬戸にも様々な史跡等があり、一日遊んでも満足できる名勝だと判断されたのです。指定後は、名栗川下流の左岸に「名勝 名栗谷 埼玉県」と記載した標識を立て、その隣に区域の図解と遊覧に関する注意事項を書いた看板を設置する等の整備を行う予定だったようです。

名勝指定の解除については、昭和 35(1960)年 4 月 15 日に「指定解除と地番確定」のための調査が行われており、この報告によると、名栗川兩岸にあった自然の景観が見られなくなったこと、樹木の伐採・小型ダム建設等が行われ、下流は砂利採集地となり、上流地域の奇岩・怪石も採り出されてしまい、清流の美しさが失われてしまったことがその理由であったと記されています。

以上のような経緯で、飯能に存在した埼玉県指定名勝「名栗谷」は、11 年という短い期間で指定解除となりました

【参考文献】

埼玉県立文書館 文書番号 15026 「指定文化財関係」/埼玉県立文書館 文書番号 15047 「指定文化財関係綴」/埼玉県教育局文化財・博物館課蔵「名勝名栗谷関係文書」/加藤寛之「名栗谷」『飯能現代ご当地資料集』第 4 班 私家版 令和 6(2024)年 4 月 1 日/飯能市史編集委員会『飯能市史』資料編 11 地名・姓氏編 飯能市役所 昭和 61(1986)年 3 月